

# 議第170号

## 滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成24年11月29日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

### 滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例

滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第49号中「養ほう振興法」を「養蜂振興法」に、「ほう群」を「蜂群」に改め、同項に次の1号を加える。

(86) 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務手数料 別表第68に定める額

別表第67の次に次の1表を加える。

別表第68

#### 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務手数料

区	分	金 額
(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この表において「法」という。）第10条第4項（法第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく通知に対する審査の手数料		法第9条第1項の認定の申請について法第10条第3項の規定による申出がなかつたとしたならば、当該認定の申請に係る建築物について、建築基準法第6条第1項の規定による建築物の確認または同法第18条第2項の規定による建築物の計画の通知に対する審査を受けるために納付すべき手数料として別表第43の規定により算定して得られる額に、同法第6条第5項、第6条の2第3項または第18条第4項の規定による構造計算適合性判定を受けるために納付すべき手数料として同表の規定により算定して得られる額に対する消費税法の規定に基づく消費税および地方税法の規定に基づく

	地方消費税に相当する額を 加算した額を合算した金額
<p>(2) 法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（法第54条第2項の規定による申出がない場合に限る。）に対する審査の手数料</p> <p>ア 一の建築物の住戸（人の居住の用に供する共同住宅または長屋住宅の部分をいう。以下同じ。）について認定を受けようとする場合</p> <p>（ア）戸数が1のもの</p> <p>（イ）戸数が2以上5以下のもの</p> <p>（ウ）戸数が6以上10以下のもの</p> <p>（エ）戸数が11以上25以下のもの</p> <p>（オ）戸数が26以上50以下のもの</p> <p>（カ）戸数が51以上100以下のもの</p> <p>（キ）戸数が101以上200以下のもの</p> <p>（ク）戸数が201以上300以下のもの</p> <p>（ケ）戸数が301以上400以下のもの</p> <p>（コ）戸数が401以上のもの</p> <p>イ 一の建築物について認定を受けようとする場合（住戸について併せて認定を受けようとする場合を含む。）</p> <p>（ア）認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途に供するものであるとき</p> <p>a 一戸建て住宅</p> <p>b 共同住宅または長屋住宅</p>	<p>47,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、9,000円）</p> <p>80,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、14,000円）</p> <p>106,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、20,000円）</p> <p>144,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、31,000円）</p> <p>200,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、49,000円）</p> <p>280,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、83,000円）</p> <p>374,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、127,000円）</p> <p>486,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、160,000円）</p> <p>568,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、170,000円）</p> <p>610,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、194,000円）</p> <p>47,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、9,000円）</p> <p>アに掲げる建築物の住戸の戸数の区分に応じて定める金額に、（a）から（e）までに掲げる建築物の住戸の部分以外の部分の床面積の合計の区分に</p>

<p>(a) 床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの</p> <p>(b) 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの</p> <p>(c) 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの</p> <p>(d) 床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの</p> <p>(e) 床面積の合計が 10,000 平方メートルを超えるもの</p> <p>(イ) 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途以外の用途に供するものであるとき</p> <p>a 床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの</p> <p>b 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの</p> <p>c 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの</p> <p>d 床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの</p> <p>e 床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの</p> <p>f 床面積の合計が 25,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以内のもの</p> <p>g 床面積の合計が 50,000 平方メートルを超えるもの</p> <p>(ウ) 認定を受けようとする建築物の一部が住宅の用途に供するものであるとき</p>	<p>応じて定める金額を合算した金額</p> <p>117,000 円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、18,000 円)</p> <p>184,000 円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、35,000 円)</p> <p>278,000 円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、86,000 円)</p> <p>354,000 円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、130,000 円)</p> <p>420,000 円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、162,000 円)</p> <p>261,000 円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、26,000 円)</p> <p>396,000 円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、44,000 円)</p> <p>549,000 円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、95,000 円)</p> <p>666,000 円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、140,000 円)</p> <p>779,000 円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、173,000 円)</p> <p>885,000 円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、211,000 円)</p> <p>1,046,000 円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、218,000 円)</p> <p>住宅の用途に供する部分について (ア) に掲げる建築物の区分に応じて定める金額に、住宅の用途以外の用途に供する部分について (イ) に掲げる床面積の合計の区分に応じて定める金額を合算した金額</p>
<p>(3) 法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請 (法第54条第2項の規定による申出がある場合に限る。) に対する審査の手数料</p>	<p>(2) の項の規定により算定して得られる額に、当該認定の申請について法</p>

	<p>第54条第2項の規定による申出がなかったとしたならば、当該認定の申請に係る建築物について、建築基準法第6条第1項の規定による建築物の確認または同法第18条第2項の規定による建築物の計画の通知に対する審査を受けるために納付すべき手数料として別表第43の規定により算定して得られる額に、同法第6条第5項、第6条の2第3項または第18条第4項の規定による構造計算適合性判定を受けるために納付すべき手数料として同表の規定により算定して得られる額に対する消費税法の規定に基づく消費税および地方税法の規定に基づく地方消費税に相当する額を加算した額を合算した金額</p>
<p>(4) 法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請（同条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出がない場合に限る。）に対する審査の手数料</p>	<p>(2) の項の規定により算定して得られる金額（法第53条第2項第3号に掲げる事項のみを変更する場合にあつては、5,000円）</p>
<p>(5) 法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請（同条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出がある場合に限る。）に対する審査の手数料</p>	<p>(4) の項の規定により算定して得られる額に、当該認定の申請について法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出がなかったとしたならば、当該認定の申請に係る建築物について、建築基準法第6条第1項の規定による建築物の確認または同法第18条第2項の規定による建築物の計画の通知に対する審査を受けるために納付すべき手数料として別表第43の規定により算定して得られる額に、同法第6条第5項、第6条の2第3項または第18条第4項の規定による構造</p>

計算適合性判定を受けるために納付すべき手数料として同表の規定により算定して得られる額に対する消費税法の規定に基づく消費税および地方税法の規定に基づく地方消費税に相当する額を加算した額を合算した金額

注1 この表において評価書面とは、建築物の性能を適正と評価した書面であって、認定の申請の区分に応じて規則で定めるものをいう。

2 (4)の項(5)の項において算定する場合を含む。)において(2)の項の規定により算定する場合における戸数および床面積の合計は、当該低炭素建築物新築等計画の変更に係る部分の戸数の2分の1(その数に1に満たない端数が生じたときは、これを切り上げた数)および床面積の合計の2分の1とする。

3 この表の金額の欄に掲げる金額は、1件についての金額とする。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2第2項第49号の改正規定は、平成25年1月1日から施行する。

2 滋賀県収入証紙条例(昭和39年滋賀県条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表第1号中「、第84号および第85号」を「および第84号から第86号まで」に改める。

